

令和4年11月8日

事業者各位

地方独立行政法人
神戸市民病院機構

契約に関する書類及び請求書における押印等の見直しについて

平素は、当機構の事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和4年12月1日から、国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの、会計規程や契約規程により押印を定めている契約書は除き、文書の真正性を確保しつつ、物品購入契約等に関し事業者が提出する書類の押印を原則不要とします。

1 見直し内容

(1) 対象の契約

当機構が締結する工事請負契約、製造請負契約、その他請負契約、物品購入契約、物品賃貸借契約、委託契約、派遣契約、不用品売却契約

(2) 内容

見積書、納品書、請求書、契約上の提出書類（業務責任者届、着手届、下請・再委託申請書類等）への代表者職氏名の記載及び押印は不要です。

ただし、病院が指定する様式で事業者から提出を求めているものについては、引き続き押印を必要とします。

※個人事業者や法人格を持たない団体の場合は、屋号・団体名及び氏名の記載が必要です。

屋号を持たない個人は、氏名の記載が必要です。

※契約書には契約締結権者（原則代表者）の職氏名の記載及び押印が必要となります。

※その他仕様書等により書類に押印を求める場合があります。

(3) その他

・今回の見直しに伴い、押印が必要なものを除き、電子メール・FAX等での提出も原則可能とします。

・これまで請求書の発行は、納品検査合格日以降にさせていただくよう求めてきましたが、納品書と請求書の同時受付を可能とします。

2 見積書、納品書、請求書の様式について

事業者が標準的に使用している様式を使用してください。以下の内容が記載されていれば様式を問いません。

契約担当課より業務責任者、担当者の氏名や連絡先の記載等書類の真正性（相

手方や内容に間違いがないかなど)を確認等させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

書類名	記 載 事 項
見積書	見積日、見積書の有効期限、品名又は件名、単価、数量、金額、住所、業者名
納品書	供給人の氏名又は名称納入年月日、納入場所、納入した物品の品名又は件名、納入した物品の数量、納入した物品に係る代金等の金額（単価及び総額）
履行届	請負人の氏名又は名称、履行を完了した年月日、履行を完了した場所、請負契約に係る仕事の内訳、請負契約に係る報酬の金額（内訳に対応した金額及び総額）
請求書	請求金額、算出の基礎及び請求の理由、債権者の住所及び氏名、請求年月日

【請求書における押印等の見直しにかかるQ & A】

問1. すべての請求書について押印は廃止され、代表者職・氏名の記載も省略できるのか。

国及び県の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの及び契約や要綱等で請求書に請求者の記名・押印を求めているもの、病院が指定する様式で事業者から提出を求めているもの等を除きます。また、債権者が個人・個人事業主の場合は、屋号（ある場合のみ）及び氏名の記載が必要です。法人格のない団体の場合は、団体名及び代表者職・氏名の記載が必要です。

問2. これまでどおり請求書に押印し、または代表者職・氏名を記載した場合はそのまま受け付けてもらえるのか。

受け付けしますので、そのまま提出していただいて構いません。

問3. 契約書等（機構と債権者双方が記名、押印している書面をいう）に基づいて請求を行う債権（委託料・工事請負費等）においても、請求者の押印等は省略できるのか。

契約書等で、請求書に請求者の記名・押印を求めているもの以外の押印は不要、代表者職・氏名の記載は省略可です。

問4. 請求者が支店や営業所である場合、支店名や営業所名の請求書への記載は必要か。

必要ですので必ず記載してください。

問5. J V（共同企業体）の場合、請求書への記載はどうするのか。

J V（共同企業体）の名称を記載のうえ、J V（共同企業体）代表者（受任者）の法人名称を記載してください。契約書や覚書、協定書等に請求者や口座の指定があるものについてはそのとおりに記載してください。

問6. 請求書の押印は原則不要となるが、外国人の場合は署名（サイン）は必要か。

外国人の署名についても押印と同様、当機構の受理日が令和4年12月1日以降のものについては原則不要となります。